

平成 20 年 1 月 17 日

県政記者クラブ 各位

県土整備部建築住宅課

**構造計算を偽装した(有)藤建事務所が関った紫波郵便局庁舎の耐震性の
検証結果等について**

紫波郵便局庁舎の耐震性等について、郵便事業(株)紫波支店からの報告等をもとに、県でも必要な検証を行ってきました。その結果、以下が明らかになりました。

- 1 保有水平耐力比は1.0を上回り、**耐震性は確保されているものの、3箇所の部材で構造図と構造計算書の相違により許容応力度計算の基準を満たしていないこと。**
- 2 この原因及び偽装の有無については、県による設計に関与した者への調査においては、相当の期間が経過していること等により**原因の究明には至らず、(有)藤建事務所の関与についても確認できなかった。**
また、**偽装の有無についても確認できなかった。**

県からは、耐力不足の部材があることから郵便事業(株)紫波支店に改修工事を行うよう指示し、郵便事業(株)紫波支店においては、**現在までに必要な改修は終了しております。**

なお、国土交通省にも以上の経緯を報告しております。

1 紫波郵便局について

建物概要 : 鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積 2,564.88 m²
所在地 : 紫波町日詰字西裏68
建築主 : 郵政省東北郵政局 (現在: 日本郵政株式会社)
所有者 : 郵便事業株式会社
設計者 : 郵政省東北郵政局 (現在: 日本郵政株式会社)
構造設計者 : (株)構造計画研究所 (東北郵政局より委託)
(有)藤建事務所 (構造計画研究所より構造計算部分を再委託)
計画通知年月 : 平成6年4月
竣工年度 : 平成7年度

2 検証結果

- (1) 竣工図を基に再計算をした結果、**保有水平耐力比(※1)で1.506の結果が得られ、現況の建築物の耐震性は確保されているものの、3箇所の大梁で長期許容応力度(※2)を満足しない部材があった。**
一方、原設計時の構造計算書は、長期許容応力度を全て満足している計算となっており、両者に不整合が生じている原因は、**構造計算書において仮定した小梁の位置が構造図(竣工図)と相違していたことによるものである。**
- (2) 原設計時の構造計算書と構造図(竣工図)が相違した原因は、**実施設計時に排煙トップライトの設置により小梁の架け替えが必要になったものの、担当者間の連絡不徹底により構造図のみの変更を行い構造計算による安全性を確認しなかったことが原因と推測されるが、このことについて、**
①設計者である日本郵政(株)

②構造設計を担当した(株)構造計画研究所
 ③(株)構造計画研究所より構造計算の再委託を受けた(有)藤建事務所
 に対し県がヒアリングした結果、**いずれの者も当時の記憶が無いこと、また資料等も残っていないことから原因の究明には至らなかった。**

したがって、構造図（竣工図）と構造計算書の相違が**(有)藤建事務所が関与したことによるものかどうかは確認できなかった。**

(3) なお、**(有)藤建事務所が作成した原設計時の構造計算書自体においては、問題なかった。**

3 是正について

(1) 問題のあった3箇所の大梁については、郵政事業(株)紫波支店から提出された改修計画書を県において審査し、改修工事を行うよう指示した。

(2) 郵便事業(株)紫波支店においては、**平成19年12月26日に改修工事を完了している。**

4 その他

上記内容については、国土交通省に報告しており、必要があれば対応を行うこととする。

(参考：これまでの経緯)

年月日	内容
平成19年 10月17日	国土交通省より(有)藤建事務所が関与した物件に関する調査指示
10月18日	郵便事業(株)紫波支店に対して、調査の内容説明と依頼を行う
10月23日	郵便事業(株)紫波支店に対して、建築基準法第12条第5項に基づく報告を求める通知
	↓ 耐震性の検証（検証者：第三者、県）
12月5日	郵便事業(株)紫波支店からの検証結果と改修計画書の報告を受理
12月6日	郵便事業(株)紫波支店に対して、改修工事の実施と耐力不足に至った事実関係の調査を指示
	↓ 事実関係の調査（調査者：郵便事業(株)）
12月21日	郵便事業(株)紫波支店から、事実関係に関する報告を受理
	↓ 事実関係の調査【裏付け調査】（調査者：県）
12月26日	郵便事業(株)紫波支店からの改修工事の完了報告書を受理し完了確認
	↓ 事実関係の調査【裏付け調査】（調査者：県）
平成20年 1月16日	事実関係の調査結果の確定と国土交通省への報告

※1 保有水平耐力比： 極めて稀に起こる大地震（震度6強程度）に対して、建築物の架構に部分的なひび割れが生じても、最終的に建物の崩壊からの人命保護を図る性能についての検証結果の良否を判断する指標で、保有水平耐力比が1.0を上回る建物については、耐震性が確保されていると判断される。

※2 長期許容応力度： 建築物の自重及び積載荷重に対して、建物の使用上の支障（ひび割れ、たわみ等）が生じない性能についての検証で、長期許容応力度を満たさない部材には、ひび割れ等が生じる。

建築住宅課建築指導担当課長 茅森
 内線：5935